

第七六回

参第八号

有価証券取引税法の一部を改正する法律（案）

有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の十二」を「万分の百」に、「万分の一」を「万分の八」に、「万分の三十」を「万分の二百五十」に、「万分の三」を「万分の二十五」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。
- 2 改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、この法律の施行の日以後の同条の有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の当該有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

理 由

近年における有価証券の取引の実情にかんがみ、有価証券取引税の税率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。